

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

女性従業員の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 計画内容

(1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【目標】女性運転者の人数を3人以上とする。

〈参考〉採用した労働者に占める女性労働者の割合

令和3年 運転者 1人 / 16人 × 100 = 6.25%

(取組内容)

令和4年4月～ 女性運転者の応募者増加を目指し、大型二種免許取得費用貸付制度や入社後の教育体制等、未経験からでも挑戦できる環境の周知に努める。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【目標】正社員の有給休暇取得率を70%以上とする。

〈参考〉有給休暇取得率

令和3年	正社員	63.40%
	嘱託フルタイム	75.77%

(取組内容)

令和4年4月～ 引き続き、年次有給休暇の取得の促進について従業員に周知・啓発を実施する。
また、社員の取得状況を管理し、取得が進んでいない社員に対しては取得を促す。

男女の賃金の差異

公表日：令和6年11月19日

	男女の賃金の差異 (男性に対する女性の賃金の割合)
全労働者	94.7%
正社員	89.2%
パート・有期社員	33.4%

対象期間：令和5年度（令和5年4月から令和6年3月）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

差異についての補足説明

男女の平均勤続年数についても大きな差異はなく、時間外・休日労働の対応により、若干の差異が生じている。

パート従業員については、職務内容及び所定労働時間が大きく異なるため、差異が生じている。